平成２９年（フ）第２４２号
岡山市北区京町４番16号アルファ京町502
債務者　日下千津子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３号
岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓2229―２　東町団地101
債務者　魚谷　伸枝
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中更正

平成２９年（フ）第４０１７号
東京都大田区西蒲田５丁目15―11―103
破産者　金沢正路こと　朴　　在相
債務者（破産者）の氏名につき、「金沢政路こと朴　　在相」とあるのを「金沢正路こと　朴　在相」と更正する。
平成29年６月30日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２８８号
札幌市北区篠路町上篠路74番地16
破産者　西川委久子
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９８号
札幌市中央区南16条西13丁目１番３―302号
破産者　渡邉　輝樹
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１９号
札幌市中央区南８条西13丁目３番７号　南８条プレイス206号
破産者　阿部　沢子
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７７号
札幌市白石区本郷通８丁目南１―５グラムパレス405号室、開始決定の住所札幌市白石区南郷通５丁目南１番３―301号
破産者　石山　義光
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６２号
仙台市太白区羽黒台23番24号　ＬＩＮＯ羽黒台203
破産者　佐藤　重治
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
仙台市泉区館４丁目37番地の８
破産者　小笠原るり子
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目16番16号、従前の住所仙台市泉区大沢２丁目７番地の６　Ｍインターヒルズ202
破産者　小島　昌明
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
群馬県吾妻郡草津町大字草津454番地536　48年棟141号
破産者　中村　英一
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４５号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中島999番地７
破産者　田中　智治
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３５５号
静岡市駿河区小鹿１丁目30番28号、旧住所静岡市駿河区曲金５丁目13番51号　コーポ峰８号
破産者　奥村　　宏
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５６号
静岡市駿河区小鹿１丁目30番28号、旧住所静岡県藤枝市藤枝５丁目10番５号
破産者　奥村　祥久
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１９号
静岡市駿河区向敷地362番地の５
破産者　望月　貴也
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３号
静岡市葵区沓谷２丁目８番20号
破産者　大嶽　悦子
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３号
滋賀県近江八幡市末広町71番地　上蒲生野団地１号棟104号、前住所滋賀県近江八幡市末広町200番地96
破産者　松下　　寿
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５１８５号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番１―815号、開始決定時大阪府泉佐野市上瓦屋441番地の１　ピア・ヴェルドミール１番館（202）
破産者　関　　則之
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部